

第3回 個人住民税検討会

議題 個人住民税の特別徴収推進について

横浜市 税務課長 室 雄司

平成30年1月30日

個人住民税の特別徴収推進について

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、本市における個人住民税の特別徴収に係る事務やシステムを前提とした内容であり、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。

1 本市における特別徴収推進への取組の経過

年度	取組に係る主なトピック
24年度	特徴義務者指定に向けた具体的な取組を開始(関係団体への広報、給報へのチラシ同封、税理士会会合での勧奨など)
25年度	神奈川県地方税収対策推進協議会総会にて「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けた行動指針」に合意→目標:平成28年度までに県内全市町村で特別徴収の完全な実施を目指す 市町村単独の取組から、オール神奈川での取組に
26年度	神奈川県(地方税収対策推進協議会)『個人住民税特別徴収推進の「オール神奈川宣言」』を採択(26年7月) <ul style="list-style-type: none"> 「県内の33市町村すべてにおいて、平成28年度までに、特別徴収義務者となるべき事業者に対して、特別徴収義務者の指定(特別徴収税額の通知)を行います。」 九都県市(九都県市首脳会議)「個人住民税の特別徴収推進に関する共同アピール」を公表(26年11月) <ul style="list-style-type: none"> 九都県市が連携協力して、個人住民税の特別徴収を推進

【本市における具体的な取組事項】

	実施時期	取組内容
25年度	9月～12月	市内の給与支払者に指定予告案内文送付(約21,000件)
	10月～	アンケート調査実施(2,000件)
	11月～	年末調整説明会での制度説明
	12月	コールセンターによる個別の電話案内(約7,000件)
26年度	10月	市内の給与支払者(一部の小規模事業者等を除く約14,000件)に指定事前(予告)通知発送
	10月～11月	年末調整説明会、税理士会各支部等での制度説明
	11月	市外の給与支払者等(約23,000件)に指定予告案内の発送
	1月～3月	給報処理(市内特別徴収義務者指定)
27年度	5月	市内の給与支払者(一部の小規模事業者等を除く。)を特別徴収義務者に指定(特別徴収税額通知書を発送)
	5月、11月、1月	九都県市共同広報(トレインチャンネル)
	10月～11月	年末調整説明会、税理士会各支部等での制度説明
	11月	市外の給与支払者等に指定事前(予告)通知発送(約17,000件)
28年度	1月～3月	給報処理(市外特別徴収義務者指定)
	5月	市外特別徴収義務者を指定(特別徴収税額通知書を発送)

※ 上記以外に、法人会等の税務協力団体の広報誌掲載など制度周知等を実施(24年度～)

(注)①指定予告案内...翌々年度から特徴義務者に指定する旨の事前案内(指定の前々年度に実施)

②指定予告通知...翌年度から特徴義務者に指定する旨の事前通知(指定の前年度に実施)

2 特別徴収推進の状況

H27の市内事業者の一斉指定、H28の市外事業者一斉指定、H29の東京都の一斉指定により、特別徴収実施率(全給与所得者数に占める特別徴収納税義務者数の割合)は順調に上昇してきた。

しかしながら、同一の経済圏における自治体の一斉指定が完了したため、今後の伸びは微増にとどまることが想定される。

【参考1】特別徴収実施率の推移

	給与所得者数	納税義務者数	特別徴収実施率	県実施率
H26	1,490,091	1,116,363	74.9%	72.8%
H27	1,505,988	1,193,042	79.2%	76.3%
H28	1,531,989	1,246,826	81.4%	80.5%
H29	1,552,232	1,281,216	82.5%	81.7%
H28からの増	20,243	34,390	1.1ポイント	1.2ポイント

【参考2】特別徴収義務者数の推移

	H26	H27	H28	H29
特徴義務者数	159,808	185,507	217,549	220,484
うち課税のあるもの	114,018	129,153	139,440	144,751
前年比増数	8,895	25,699	32,042	2,935
うち課税のあるもの	2,695	15,135	10,287	5,311

3 特別徴収推進の取組に係る課題

(1) 普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一

特別徴収制度の周知・理解の拡大にあたっては、少なくとも共通した経済圏において取扱いに差異のないことが、事業者の利便性の観点及び自治体側での対応等において必要となる。

広域での取扱いの統一は調整に一定の時間を要するため、十分な準備期間をとり、その趣旨等を理解してもらうとともに、原則としての位置づけと、各自治体で任意に調整できる内容の整理が必要となる。

※九都県市(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市)で、東京を中心とした首都圏域における事業者の利便性の向上のため、様式の統一化を実施しているが、調整には複数年を要している。

(2) 給与支払報告書の提出方法(電子と紙媒体)による取扱いの差異

紙媒体で給与支払報告書(以下、給報という。)を提出する事業者については、普通徴収切替理由書を特徴対象の従業員と普徴対象の従業員の給報の仕切紙として提出させている。

一方、電子(eLTAX)で提出する場合は、次の理由などから、**取扱いに差異が生じている**。

①添付ファイルの確認が容易でない(1件ずつファイルを開き、確認しなくてはならない)ため、提出を強く求められない

②備考欄にコードの記載を求めている自治体もあるが、必須項目にはできない(現に拒否する事業者がある)

また、eLTAXの給与支払報告書のレイアウトに普通徴収を希望するサインがあるため、そちらのみに記入が行われた場合、理由を確認できない状況にあることから、結果として理由なしに普通徴収を認める状況になっている(ただし、紙媒体の場合も切替理由書に記載された内容の確認を全件行うことはできないため、事業者側の言い分がそのままになっているケースもあることは否めない。)

(3) 実務レベルでの課題

特徴義務者の指定の後に、異動届により変更を求められるケースが増加している。

→特徴推進により**異動届に係る事務量が増加**

また、大都市圏域では、雇用形態の多様化により、派遣社員など、必ずしも通年で給与を受けていない方のように、給与所得者ではあるが特徴が実施できない方が増加傾向にあり、一定程度まで上昇した実施率をさらに引き上げていくのは難しい状況にある。

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

(1) 統一の実施(統一基準の採用)について

単純に考えると、一部の全国的規模の企業を除き、共通した経済圏内にある自治体で統一基準が採用されていれば大きな問題はなく、全国的に統一する必要はない。

一方で、課題に挙げたように、紙媒体と電子との差異が生じていることは事実であり、全国的に電子化を推進していく方向性が示されている中で、緩和条件についても電子データに取り込んで特徴推進に取り組み、ということであれば、理由ごとの符号(コード)の統一化は必須となる。

ただし、すでに都道府県レベルで様式や条件の統一を実施し、複数年を経過している場合、変更が影響するのは自治体側だけでなく、事業者側にも及ぶことを考慮し、事前の周知などについて十分な期間を取る必要がある。

(2) 統一基準の位置づけ

普通徴収切替理由は、法的に定められた要件とは別に、事業者の利便性に考慮するための緩和条件として設けられたものになるため、規則様式などに格上げしていくことは困難と考える。

統一基準については、あくまで全自治体の合意により全国規模で行われるという形で整理しなくてはならないことから、国による技術的助言等を受けた都道府県が、各自治体内の調整を行った後、合意に至る、という手順で進めることが望ましい。

ただし、その際は特徴推進の動きに逆行しないよう、現状よりもさらに緩和された条件とならないよう注意する必要がある。

なお、そもそも緩和条件は法的に定められた要件ではないため、あくまで一時的に自治体側の判断により認めているものであるが、全国的に統一することにより、法に定めのない例外を恒久的な取扱いとして認めてしまうことにならないのかについて、きちんと整理する必要がある。

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

(3) 統一基準の具体的な内容

現在、普通徴収切替理由の統一を行っている自治体で採用している具体的な条件(理由)については、それほど大きな差異があるものではない。

しかしながら条件に対応した符号(コード)は大きく異なっている。

条件の主なものは次のとおり。

	普通徴収を認める要件
1	給与受給者総数が2人以下
2	他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)
3	毎月の給与が少なく税額が引けない
4	給与の支払が不定期
5	事業専従者(個人事業主のみ対象)
6	退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者

上記以外について条件を定めている自治体も一部あるが、内容的には上記の条件に組み込むことが可能なものがほとんどである(例:鹿児島県で採用している「外国航路を航行する船舶の乗組員で、1月を超える期間以上乗船」などは給与支払不定期(上記の4)に統合が可能と考える。)

一方で、上記にある条件を採用していない自治体については、理由を取らずともこれまでも普通徴収を認めていたのではないかと考えられることから、新たに普通徴収を認める条件を追加することになるケースはほとんどないものとする。

しかしながら、統一基準を設けた場合、このような自治体においては新たに条件を追加することになるため、周知や自治体内部の対応のために十分な期間を取る必要がある(事務の取扱いだけでなく、システムで符号の取込みなどに対応している場合は改修が必要になる可能性がある。)

また、すでに統一基準の導入から複数年を経過している自治体も多いことを鑑み、自治体数や規模、抱える特別徴収義務者数等に配慮した符号の設定が必要と考える(公平性を重視して全ての自治体で対応を要する形で整理することは、新たな符号に対応しなければならない事業者をいたずらに増やすとともに、自治体側の事務の効率性からも疑問。)

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

【参考】政令市所在道府県及び東京都のコード比較(インターネットによる確認)

都道府県	総受給者数 2名以下	他の事業所で特徴 (普徴)・乙欄	給与少額	給与支払 不定期	事業専従者 (個人事業主)	退職者・ 退職予定者	その他
北海道(札幌市)		5	1(少額) 3(非課税限度額)	2	4	6	7(雇用期間1年以内) 8(その他)
北海道(旭川市)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
北海道(上川町)	a	b	c(非課税限度額) d(少額)	d	e	f	
宮城(塩竈市)		③	②	①	④	⑤	
宮城(石巻市)	普A	普B	普C	普D	普E		
宮城県(白石市)	普D	普B	普E	普C		普A	
新潟県		1		2	3	4	
九都県市 (茨城・栃木・群馬・ 山梨・長野の関東甲信で同一)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
静岡県(静岡市・浜松市)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
静岡県(富士宮市)	a	b	c	d	e	f	
愛知県(岡崎市)	A(3名)	B	C	D	E	F	
愛知県(豊橋市)	A	G	B	C	D	E(予定、休職) F(退職)	
京都府	f	d	b	c	e	a	a(雇用期間1年未満)
大阪府		d	b	c		a	
兵庫県		d	b	c		a	
岡山県	A	B	C	D	E	F	G(雇用期間1年未満)
広島県(東広島市)	1	2	3	4		5	
福岡県	F	D	C	B	E	A	
熊本県(熊本市)	E	B	C	C	D	A	
熊本県(八代市)	e	b		c	d	a	
熊本県(水俣市)	a	b	c	d	e	f(予定) g(退職)	
(参考)鹿児島県	C	G	E	F		D	A(給与支払期間1か月超) B(外国航路船員支払不定期)

※1 北海道、宮城県、静岡県、愛知県、広島県、熊本県は道県内統一様式・基準なし

※2 九都県市(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市)

5 今後について

(1) 統一基準について

特徴推進を全国的に進める、かつ今後の電子化推進という方向性を鑑みた場合、普通徴収切替理由の統一化(統一基準の採用)を行うほうが望ましいと考える。

ただし、統一基準の採用にあたっては、前述したとおり、その位置づけについて整理を行い、実施までに十分な周知・導入期間を設ける必要がある。

【参考】統一基準の採用に係るメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none">・特別徴収できない従業員について、居住自治体ごとに異なるコードを確認しながら記載しなければならない状況が解消され、事業者の利便性が向上する。・統一基準により、普通徴収を認める条件に対し自治体ごとに異なる見解が減少することで、給報提出時等の問い合わせの減少が想定される。・電子申告分の給与支払報告に新たに普通徴収切替理由の項目を導入することが容易になる(摘要欄ではなく項目追加)。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・すでに基準を定めて特徴推進を実施している自治体において、切替理由(及びコード)を変更するため、印刷物やホームページの改版、事業者への説明が必要となる。・普通徴収切替理由の符号(コード)を電子的にシステムに取り込んでいる場合は改修が必要になる。

なお、電子分給報においても紙媒体と同様にきちんと理由を確認して普通徴収への切り替えを認めるとする場合は、現在の「普通徴収サイン」項目を切替理由のコードを入力する形に変更する対応を図ることが望ましい(「普通徴収サイン」を残すことは特別徴収の推進に逆行していると思われる。)

(2) 統一様式について

普通徴収切替理由は、法的に定められた要件とは別に、事業者の利便性に考慮するための緩和条件として設けられたものであるため、それを記載した書類(切替理由書)を規則様式等で統一化することは困難と考える。

また、使用方法を含めた注意書き(給与支払報告書の個人別明細の仕切紙として利用しているケースが多いため、記載例や書類の並び順なども指定している場合が多い。)など、各自治体の裁量で任意に変更できるほうが実務に適している。

これらを踏まえると、あくまで理由(符号)の統一のみにとどめ、様式については自治体の判断で決定していくことが望ましい(同じ経済圏にある自治体で統一を図る現在の手法で問題がない。)

5 今後について

(3) 電子媒体(光ディスク等)による給報提出の課題

今後の地方税の電子化を推進していくにあたり、税額通知書(納税義務者用を含む)の電子化だけでなく、特別徴収制度全体で電子化を視野に入れた対応を選択していく必要がある。

その中で、30年度政府税制改正大綱において、電子的に給与支払報告書を提出する義務を、平成33年に現行の源泉徴収票1,000枚から100枚規模に引き下げる旨が示された。

これにより電子化がさらに進んでいくものと考えるが、一方で、eLTAXではなく光ディスクによる提出が残されたことにより、自治体側での電子化の進捗に課題が残されることとなった。

具体的には、eLTAXでの給与支払報告書については、税額通知書の電子化という対応が取れるのに対し、光ディスク等の媒体による給与支払報告書については、引き続き紙媒体での税額通知書を送付しなくてはならないため、自治体側の電子化、効率化に支障が生じる、ということである。

光ディスク等による提出を選択するか否かは事業者側に任されているため、相当規模の企業がeLTAXではなく光ディスク、場合によってはMOで提出している(H29の本市実績で旧国鉄系の某鉄道会社3,115件、某県警察7,175件など。全体で217義務者、9万5,576件。)

少なくとも、今後の電子化に向け、光ディスクによる提出について期限を切って廃止し、最終的にeLTAXによる提出にシフトしていく必要があると考える。

また、それに伴いeLTAX側のプラットフォームの改善を行うなど、事業者、自治体側双方に使い勝手の良い、効率的なシステムを構築していく必要がある。